

平成 21 年 11 月 11 日
消費者庁

折りたたみ式ベビーカーに係るマクラーレンUSAによる措置 について

平成 21（2009）年 11 月 9 日（現地時刻）、「米国消費者製品安全委員会」（CPSC：US Consumer Product Safety Commission）は、マクラーレン USA が 1999 年から 2009 年 11 月までの間に米国内で販売した折りたたみ式ベビーカーについて、開閉時にちようつがいの部分で子供の指先切断・裂傷の恐れがあるとして、同社がその対応のための自発的な措置（corrective measures）を講じることとした旨を発表しました。

（<http://www.cpsc.gov/cpscpub/prerel/prhtml10/10033.html>）

同製品をお持ちの消費者におかれましては、ご注意いただくよう、お知らせします。

なお、同製品以外のベビーカーの使用に際しても、開閉時に可動部に乳幼児の指等が挟まれることがないように十分にご注意ください。

【問合せ先】

消費者庁 消費者安全課

村上、小林

電話：03-3507-9202

FAX：03-3507-9290